

## 令和2年度障害者活躍推進計画の取組状況

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項の規定に基づき、令和2年度における知事部局の障害者活躍推進計画の取組状況を公表します。

なお、本公表をもって、同法第40条第2項の規定に基づく知事部局における令和3年6月1日現在の障害者である職員の任免状況の公表とします。

### 1 目標に対する達成度（目標：法定雇用率の達成）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 ①	障害者の数 ②	実雇用率 (法定雇用率) ③ (②/①)	不足数 ④
令和3年6月1日	3,895.5人	115.0人	2.95% (2.6%)	0.0人
(参考) 令和2年6月1日	3,886.0人	113.5人	2.92% (2.5%)	0.0人

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
- また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
- さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成30年6月2日以降に採用された者又は平成30年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 障害の種別・区分・種類別の人数及び直近1年間に雇い入れた人数については、人数が一桁又は二桁と少数であり、他の情報と照合し、又は各年の数字を比較すること等により、特定の者が障害者であること又はその障害の程度等が推認される恐れがあるため、非公表とする。

### 2 具体的な取組の実施状況

#### (1) 職員の募集・採用時

- 試験の実施に当たり、受験者からの申告に基づき、拡大文字による出題や文鎮の使用を認めるなど、個々の障害の状況に応じた配慮を行いながら試験を実施した。
- 採用前に面談を実施し、障害の状況、希望する業務や地域、職場での配慮が必要なこと等を確認し、配置先を決定する際の参考とした。

- ・募集・採用に当たり、自力で通勤できること、介助者なしで業務遂行が可能であることなどといった条件の設定や、特定の就労支援機関のみからの受入などを行っていない。
- ・障害者を対象とした職員採用選考試験（正職員）について、これまで、身体障害者のみを対象としてきたが、令和3年度実施分から知的障害者及び精神障害者も対象とすることとした。

## （２）職員として採用後

### ① 体制の整備

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律第78条に基づき、障害者雇用推進者として総務部長を選任した（令和元年9月に選任済）。
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律第79条に基づき、障害者職業生活相談員として人事課組織・人事GMを選任し（令和元年12月に選任済）、同人は令和2年度に青森労働局が実施した障害者職業生活相談員資格認定講習を修了した。

### ② 職場環境の整備

- ・十和田合同庁舎のユニバーサルデザイン化改修を行い、エレベーター及び多目的トイレを整備した。
- ・車椅子で執務室を移動しやすいよう執務室のスペースを確保した。
- ・車椅子の職員や視覚障害がある職員が作業しやすいよう、障害の特性に応じ、パソコンやプリンターの位置等を調整した。
- ・障害特性に配慮した就労支援器を導入した（電話拡張器の設置等）。
- ・障害の原因である疾病の重症化を防ぐため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を図るよう、職員に周知した。
- ・障害のある職員に配慮が必要な事項を確認し、本人の了解のもと、所属内で共有した。
- ・障害のある職員が相談しやすいよう、「職員障害相談窓口」を設置している。

### ③ 能力発揮

- ・自己申告制度を通じ、希望業務や活用してほしい能力等を把握し、業務とのマッチングを図った。
- ・障害のある職員が体調管理しながら柔軟に働くことができるよう、時差出勤の利用及び年次休暇の取得を促進した。
- ・ハローワークに職場適応支援員の派遣を依頼し、障害のある会計年度任用職員の業務遂行能力の向上等を図った。